



一 法第九十九条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十二条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時ににおける財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第九十九条第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

三 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第四条第一項第二号の規定により全ての資金移動業等関係業者に対する交付し、又は送付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

二 全ての資金移動業等関係業者に対する業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 資金移動業等関係業者に対する業務規程等を送付した場合には、当該資金移動業等関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十五条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行なうべき者を含む。以下この項、第九条及び第十条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面）の商号又は名称を記載した場合において、前号に併せて準用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載したものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類が当該役員の旧氏及び名を証するものである旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

八 役員等が、暴力団員等（準用銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十五条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

五 条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務規程で定めるべき事項）

**第二章 業務**

第七条 準用銀行法第五十二条の六十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に關する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に關する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に關する事項

四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に關する事項

五 その他紛争解決等業務に關し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

**第八条** 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業等関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができるることとする。

**第九条** 準用銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、紛争解決機関に対する融資その他の事業を通じて指定紛争解決機関の事業を實質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の關係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

（実質的支配者等）

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用者であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下の号及び次号に掲げる者）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な關係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する關係と同様の關係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する關係と同様の關係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

**第十条** 準用銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者は、

一 次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

二 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」といいう。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

三 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

四 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

五 前二号に掲げる者を代表者とする者

六 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 調停の方法等  
指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者  
七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合(指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行

九  
場

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者  
九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号まで）を除く。以下この号において「同じ」と見る旨（分母算出機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係）

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等  
を有する場合における当該特定の者  
はおいて同じ)に規定する指定競争角

**第十一條** 準用銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に關し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

二 前号の申立てをした加入資金移動業等関係業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業等関係業者の商号

三 二 四 三 苦情処理手続の実施の経緯  
　　苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）  
　　指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手續が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

**(紛争解決委員の利害関係等)**

第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

当事者の配偶者又は配偶者であつた者等の家族若しくは同居の親族又はこれらであつた者等の後見人、受託監督人、保佐人、保佐監督人等の事務を委託する者等の親族である。

四三 当事者の役員人（役員監督人）・保佐人（保佐監督人）・補助人又は補助監督人  
五 当事者から役務の提供により収入を得てゐる者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者  
四一 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

2 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

3 条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

三 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

四 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

五 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法律は准教授

七 学に属する科目の教授又は准教授

八 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

九 法人において、利用者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者に対する説明)

十 法人において、利用者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

十一 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一二 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている資金移動業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

一二 資金移動業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第十四条 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

二 準用銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容	二 紛争解決手続において特別調停案（準用銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容	
	第三章 監督
	（届出事項）
第十五条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業等関係業者の商号
二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約	二 次項第六号に掲げる場合 次に掲げる事項
三 次項第七号に掲げる場合 資金移動業等関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該資金移動業等関係業者の商号	四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
四 行為が発生した営業所又は事務所の名称	イ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名	ハ 行為の概要
ハ 行為の概要	
	二 改善策
2 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。一定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。	2 一定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。	三 親法人が親法人でなくなつたとき。又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したこととなつたとき。
四 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されたこととなつたとき。	四 子法人が子法人でなくなつたとき。又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有されたこととなつたとき。
五 総用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。	五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されたこととなつたとき。
六 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。	六 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
七 資金移動業等関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。	七 資金移動業等関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。
八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。	八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
九 加入資金移動業等関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。	九 加入資金移動業等関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。
三 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。	三 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。
	（紛争解決等業務に関する報告書の提出）
第十六条 準用銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。	

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの添付しなければならない。	4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。	3 金融庁長官は、前項の規定による提出の延期をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
	第五章 雜則
第十七条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。	2 金融庁長官は、前項第三項に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
一 当該申請を補正するため必要とする期間	1 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要とする期間	2 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要とする期間	3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
附 則	4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条第五号に定める日から施行する。	5 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
附 則 （平成二十四年七月六日内閣府令第四六号）抄	6 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。	7 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
（業務に関する報告書等に係る経過措置）	8 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属難形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第二十三条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、な	9 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
附 則 （平成二九年三月二四日内閣府令第八号）抄	10 金融庁長官は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(施行期日)

**第一条** この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

(施行期日) 附則 (平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号) 抄

**第一条** この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

(施行期日) 附則 (令和元年六月一四日内閣府令第一四号)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(施行期日) 附則 (令和元年一一月二一日内閣府令第四一号)

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

(施行期日) 附則 (令和二年一一月二三日内閣府令第七五号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附則 (令和三年六月三〇日内閣府令第四四号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附則 (令和五年五月二六日内閣府令第五〇号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附則 (令和五年一一月二七日内閣府令第八七号)

この府令は、公布の日から施行する。

(別紙様式 第16条関係)

別紙様式（第16条関係）（平成内閣府令46・平成内閣府令6・平成内閣府令8・令和内閣府令41・令和内閣府令75・一部改正）

（日本産業規格A4） 年月日提出

業務に関する報告書  
第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）  
金融庁長官 殿  
提出者（郵便番号 ）  
所在地  
電話番号（ ） 一  
商号又は名称  
代表者又は管理人の役職氏名 目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
  - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
  - 3 組織に関する事項
  - 4 紛争解決委員及び従職員の増減
  - 5 役員の氏名等
  - 6 他の事業の種類及び内容
  - 7 役員の兼職状況
  - 8 主要取扱い業者並びに親法人及び子法人の氏名等
  - 9 意思決定機関の状況
  - 10 加入資金移動業者並びに業者等の状況
  - 11 紛争解決等業務の状況
    - (1) 苦情処理手続の実施状況
    - (2) 紛争解決手続の実施状況
    - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
    - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
  - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
  - 13 その他特記事項  
(記載上の注意)
- 1 法第101条第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当

- 該氏及び名のみを記載することができる。  
2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中に指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てこと。

## 1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間	

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う日及び時間
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
郵便番号 — ( 年 月 日 )	電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

## 3 組織に関する事項

--	--

## 4 紛争解決委員及び役員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			
役 員			
(うち非常勤役員)	( )	( )	( )
職 員			
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては代表者又は管理人をいう。  
2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。  
3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

## 5 役員の氏名等

(フリガナ)	姓名又は商号 若しくは名称	職名又 は呼称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	略歴	備考
生年月日					
年 月 日					
年 月 日					

(記載上の注意)

- 1 法第101条第1項において準用する銀行法第52条の6第1項の指定申書等又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の7第1項の規定による届出書に旧氏名及び名を併せて記載し提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出までの間、「氏名又は商号又はくじ」には当該旧氏及び名を添付書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。
  - 2 夜間が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。
  - 3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
  - 4 代表権を有する者は、権限範囲にその旨を記載すること。

## 6 他の事業の種類及び内容

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at [john.smith@researchinstitute.org](mailto:john.smith@researchinstitute.org).

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。  
 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

## 7 役員の兼職状況

(記載上の注意)

- 1 法第101条第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書  
又は法第101条第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書

類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の由名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 権中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
  - 3 他の「事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
  - 4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

#### 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

### (記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいい、「親法人」とは第14条第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

## 9 意思決定機関の状況

• [View Details](#)

(記載上の注意)

(記載上の注意) 株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他の会議に関する重要な事項を記載すること

#### 10. 加入済会員移動装置関係業者等の状況

#### (1) 資金移動業等關係業者

(2) 資金移動業等関係業者以外の加入者



イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(单位:件)

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）

(单位：人)

(記載上の注意)

- 「類型」には、紛争解決手続を実施した資金移動業者に関する紛争の種類をそれぞれ記載すること。
  - 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
  - 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。
  - 工 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済案件）

(単位:件)		(単位:件)		(単位:件)	
所要期間	件数	所要回数	件数	手續実施方法	件数
1ヶ月未満		1回		面談	
1月以上—3ヶ月未満		2回		電話	
3ヶ月以上—6ヶ月未満		3回		電子メール	
6ヶ月以上—1年未満		4回		ファクシミリ	
1年以上—2年未満		5—10回		文書の送付	
2年以上		11回以上		その他	
	計			小計	

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

(3) 紛争解決等業務の料金等の総額(当期の状況)

(単位:千円)

料金・負担金		
料金額	負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続	

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳(当期の状況)

(単位:件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				

報酬・費用に関するもの			
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの			
その他の			
計			

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

13 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事案件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。